

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和元年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年1月7日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 高 橋 達 也

沼 津 市 監 査 第 5 5 号
令 和 2 年 1 月 7 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 高 橋 達 也

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場

所管課名 都市計画部 緑地公園課

指定管理者名 株式会社 日産クリエイティブサービス

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る平成 30 年度の収入支出その他の事務の執行状況

4 監 査 の 期 間

令和元年 10 月 1 日から令和元年 12 月 25 日まで

5 監 査 の 方 法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

指定管理者については、公の施設をおおむね適正に管理されているものと認められた。しかしながら、一部改善が必要な事案が確認された。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

株式会社 日産クリエイティブサービス

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

(愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場の指定管理者)

2 施設の概要

「愛鷹運動公園」は、沼津市の北部、愛鷹山麓の豊かな自然環境の中にあり、市民のスポーツ、レクリエーションの活動の場として、また散策、休息などの憩いの場として整備された。

当公園内の「テニスコート及び芝生広場」は、平成5年度に芝生広場が供用開始され、平成14年度にテニスコート12面が供用開始された。供用開始から平成19年度までは市の直営であったが、平成20年度から指定管理者制度を導入し、現在、株式会社日産クリエイティブサービスが沼津市の指定管理者（指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）として管理運営が行われている。

3 指定管理に係る収入支出の執行状況（平成30年度）

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

前年度繰越額	収入合計	支出合計	収支差引額	翌年度繰越額
0円	31,530,633円	28,126,434円	3,404,199円	0円

収入の主なものは、利用料金22,609千円である。

支出の主なものは、経費15,480千円、人件費11,400千円である。

4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、沼津市都市公園条例、基本協定書等に基づく管理業務であり、主には公園内の行為の許可に関する業務、テニスコートに係る使用の許可に関する業務、及び施設、設備等の維持管理に関する業務等である。

また、上記の業務のほか、テニス教室や各種イベント等の自主事業を実施している。

愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場において、平成30年度のテニスコート利用者数は65,782人で稼働率56.6%と前年度の数字を上回る一方で、各種イベント等を開催するなど、市民のスポーツ、レクリエーションの活動の場や、散策、休息などの憩いの場として多く利用されている。

当該施設は利用料金制度により運営しており、支出はすべて利用料金の収入によって賄われているが、有料の自主事業を行う事によって自らの収入とすることもできる。

平成30年度において、有料の自主事業は未実施であったことが確認されたが、有料の自主事業を行う事によって、新たな収入が確保されるとともに、当該施設の更なる活性化にも繋がると思われる。また外部モニタリングの結果でも「若い人の雇用や持続経営に繋がるよう、更なる収益の努力を望む。」との意見があるので、有料の自主事業の実施を積極的に促進されたい。

指定管理業務についてはおおむね適正に実施されていると認められたが、指摘事項及び留意事項を以下に述べる。

(1) 指摘事項

ア 適正な収支管理及び計上について

平成30年度収支実績報告について、収支に関して多数の計上等の漏れや誤りがあり、収支の過少、過大計上が確認された。結果として、市への還元金が5,459円過少であるとの報告を受けた。

要因として人為的ミスのほか、組織として収支実績報告作成プロセスがルール化されていないこと、またチェック機能が働かなかったことが挙げられる。

前述3の各種金額は、当監査に基づく訂正後の金額であるが、指定管理業務における収支は市への納付金や還元金に大きく影響することから、収支を正確に把握し適正な収支管理及び計上を図られたい。また確認された過少な還元金については適切な精算を行われたい。

(2) 留意事項

ア 納付金の適正な算定について

市への納付金は基本協定書及び年度協定書に基づくもので、施設等の修繕料で80万円を超えた場合は精算されて支払われるものであるが、平成31年3月に修繕料の積算誤りが発覚し納付金の過少が発生したことから、令和元年5月に追加で過少分の11,028円を納付していたことが確認された。修繕料の実績管理を徹底し、納付金の適正な算定を図られたい。

イ 所管部署の管理・指導について（緑地公園課に関する事項）

指定管理者の平成30年度の収支で誤った処理が確認されたことから、所管課は、指定管理者に対して、連携を深めて管理及び指導の強化を図られたい。